

サプライヤーCSRガイドライン

2024 年 9 月 改訂

株式会社タチエス

目次

1. はじめに.....	3
2. タチエス サプライヤーCSRガイドライン.....	4
2-1. タチエス 調達行動憲章.....	4
2-2. モノづくりで共有したいこと.....	4
2-3. CSR対象分野.....	5
2-3-1. コンプライアンス.....	5
2-3-2. 安全・品質.....	6
2-3-3. 人権・労働.....	6
2-3-4. 環境.....	7
2-3-5. 情報開示.....	8
3. サプライヤーの皆様へ.....	8
3-1. 法令遵守.....	8
3-2. 社内体制の強化.....	8
3-3. サプライチェーンへの周知徹底.....	9
サプライヤー合意確認書.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

タチエス ホームページ

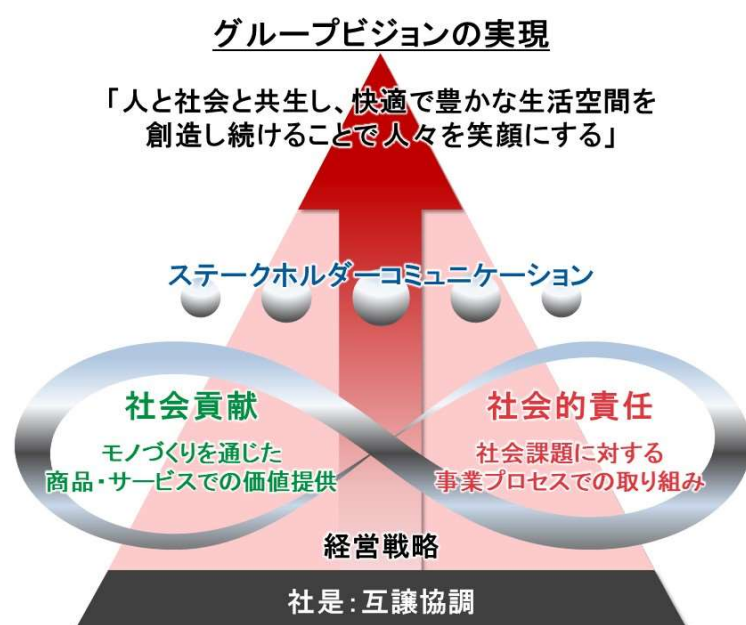
https://www.tachi-s.co.jp/sustainability/society/supply_chain.html#anchor01



1. はじめに

タチエスグループのビジョン

『人と社会と共生し、快適で豊かな生活空間を創造し続けることで人々を笑顔にする』



この実現のため、当社では「社会貢献」と「社会的責任」を果たすことを、CSRの根幹と位置付けています（左図参照）。また継続的な事業活動実現に向けたESG（Environment/環境，Social/社会，Governance/企業自治）各領域で、適切かつ予防的な施策を実現していく、高感度な組織集団として、「選ばれ続ける企業」を目指しています。

この実現は当社グループ単体ではできず、皆様と緊密な連携をとり、高い視点に立ちつつも具体的な活動を継続的に推進することが不可欠です。

そのため、本ガイドラインは今後の情勢や社会からの要望を踏まえ、適宜改訂いたします。

皆様におかれましては趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに沿った取り組みをお願いするとともに、皆様方のサプライヤーへも本趣旨の理解と、取り組み依頼を展開いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社タチエス モノづくり部門
調達グループ長 森本 裕之

2. タチエスグループ サプライヤーCSRガイドライン

上記にありますグループビジョン及び調達行動憲章を根底に、以下各項目にご協力いただきたく、ガイドラインとして制定します。

2-1. タチエス 調達行動憲章

- 1) 関連法令を遵守し、適正な売買契約を実践します。
- 2) 社内外の情報収集と、その共有化を図り、QCD評価技術の向上に努めます。
- 3) 取引にあたり、公正・公平な取り扱いを遵守し、相互信頼関係の醸成に努めます。
- 4) 機密情報の管理を徹底し、漏洩防止に努めます。
- 5) 人権・労働、安全衛生、環境に配慮した調達活動を推進します。

2-2. モノづくりで共有したいこと

私たちはサプライヤーの皆様に品質、納入、技術、原価の優れた製品を提供していただきたいと考えております。また、製品を購入されるお客様に、満足していただけるレベルの高い製品を、安定的に提供できるモノづくりのために、一層のBCP対策・強化が不可欠と考えております。

2-2-1. 安全

「安全」がすべてに優先することで、より良いモノを安定して生み出すことができます。そのためには安心して健康的に働ける職場環境づくりをお願いします。

2-2-2. 品質

「品質」で顧客の期待に応えられるように、モノづくりの力を集め、より良い製品を提供していただきたいと考えています。そのためには変化点管理の強化、品質の重要性の社内への浸透をお願いします。

2-2-3. 生産

生産性向上に向け、モノづくりの全ての過程で改善活動を行うことが重要です。

そのためには、常に改善の意識を持ち、競争力のある製品を生み出していくことが大切だと考えています。

また、常に製品の安定的な供給に努めるとともに、不測の事態においても供給できる様、BCP対応の構築・強化をお願いします。

2-2-4. 技術

環境への関心が高まる中で、自然素材、環境負荷物質フリーの材料など将来を見据えた技術開発や素材の適用が重要になってきます。お客様の期待に沿える提案ができるよう、技術開発をお願いします。

2-2-5. 原価

市場競争力のある適正な原価で、原材料、加工、物流などを継続的に提供願います。

2-2-6. 信頼

サプライヤーの皆様と十分な意思疎通、理解/納得のもと、活動を推進し、良好な関係を構築します。

2-3. C S R 対象分野

2-3-1. コンプライアンス

a. 法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。

コンプライアンス徹底のための方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

b. 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。

c. 汚職防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、サプライヤーの皆様と透明かつ公正な関係づくりに努める。不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的にステークホルダーとの間で、会食、接待・贈答・歳暮や中元等金銭の授受・供与は行わない。

d. 機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客・第三者の機密情報は正当な方法で入手すると共に厳重に管理し、適正な範囲で利用し保護する。

e. 輸出取引管理

各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き・管理を行う。該非判定（兵器としての利用を意図していないこと、あるいは生産国・地域の確認）を適切に把握し、報告・共有する。

f. 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護すると共に、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

g. 日本政府指針・条例に基づく、日本国内の反社会的勢力の排除

経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断する。この明確な方針をステークホルダーやサプライヤーの皆様と共有していく。

h. 責任ある鉱物調達

紛争鉱物に対するデューデリジェンスを進め、責任ある鉱物調達に関わる法律を遵守する。材料や構成部品に含まれる鉱物資源が、人権や環境等の観点で社会的な悪影響を及ぼしていないかを確認する。悪影響が想定または確認された場合は、それら鉱物資源を使用しない方法を推進する。

2-3-2. 安全・品質

a. お客様のニーズに応える製品・サービスの提供

お客様のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。社会的に有用な製品とは、年齢・性別・身体障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全等、環境負荷の少ない製品のこと。

b. 製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

c. 製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

2-3-3. 人権・労働

a. 差別の禁止

あらゆる雇用の場面（採用、雇用、昇進、給与、解雇、定年退職、業務付与、懲罰等）において、国籍・人種・民族・出自・思想・信条・婚姻状態・年齢・性別・性的指向・性自認・障がい・雇用形態・その他を理由とした差別を行わない。

b. ハラスメントの禁止

職場内外におけるいかなる形態のハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等）も許さない。

c. 児童就労の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない未成年の就労は認めない。また、いかなるケースにおいても、15歳未満の就労を認めない。

d. 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働を行わない。

e. 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

f. 外国人への配慮

外国人労働者・実習生・研修生等の受入れを行っている場合、当該国の労働関係法令を遵守し、受入れ制度の趣旨に反する行為を行わない。

g. 労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、および休日・年次有給休暇の付与、その他について各国・地域の法令を遵守する。

h. ステークホルダーとの対話・協議

ステークホルダーと、誠実に協議、対話する。

自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国・地域の法令に基づいて認める。

i. 安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康を優先とし、労働災害の防止に最善を尽くす。

j. 地域社会やサプライチェーン上の人権侵害の排除

事業運営に関わる地域の環境への配慮や、サプライチェーン上の人権侵害を排除できるように取組みを継続する。

2-3-4. 環境

a. 環境マネジメント

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更に対応するよう努める。全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。

b. 温室効果ガスの排出削減

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。事業活動での温室効果ガスの排出を管理し、削減活動を推進する。エネルギーの有効活用を行う。

c. 大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

d. 省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守する。資源の有効活用により廃棄物の最終処分量の削減に取り組むと共に、水の消費量削減に努める。

e. 化学物質管理

各国・地域の法令を遵守すると共に、今後の法令変更にも対応するよう努める。環境汚染の可能性のある化学物質等を特定し、安全な管理を行う。各国・地域の法令及び弊社規程で禁止された化学物質を製品に含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、排出量の把握・行政への報告を行う。

f. 生態系の保護

事業活動と原材料調達を含む部品製造において、生態系の保護に努める。

※なお、上記 2-3-4. a-f 項に関して、サプライヤーに対し情報開示を要求する場合、記録の提出や報告を行うこと。なお製品含有化学物質については、IMDSをもって報告とすること。

2-3-5. 情報開示

ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事前活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

2-3-6. サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社及び他者に被害が生じないように管理する必要があります。

2-3-7. 事業継続計画の策定

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

3. サプライヤーの皆様へ

3-1. 法令遵守

本ガイドラインの遵守、とりわけ法令遵守の徹底をお願いします。

3-2. 社内体制の強化

あらゆる法令・規範を遵守するため、適切な社内体制の構築・整備、運用をお願いします。社内のガバナンスや内部監査を強化し、法令・規範の違反が発生しない風土の構築をお願いします。

3-3. サプライチェーンへの周知徹底

C S Rガイドライン、とりわけ、コンプライアンスの遵守については、皆様の調達先・委託先のみならず、サプライチェーン全体へも周知徹底の推進をお願いします。

万が一、サプライヤーの皆様のコンプライアンス違反が発生した場合、当社への報告及び調査結果・改善計画の提出を至急、お願いします。問題解決及びその適切な処置がされるまでの間、当社は取引及び新規見積依頼を停止することがあります。